

大通達甲（人少）第9号
令和4年5月30日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

生活安全部人身安全・少年課長
各警察署長 殿

生活安全部長

被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）

被害少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第2条第8号に規定する被害少年をいう。以下同じ。）の保護のための活動（以下「被害少年保護活動」という。）については、大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）、大分県警察犯罪被害者支援基本計画（令和3年4月1日付け大通達甲（警）第20号ほか別添）、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について」（令和元年6月21日付け大通達甲（人少）第34号。以下「旧通達」という。）等に基づき推進しているところであるが、SNS等の利用に起因する児童の性的被害、痛ましい児童虐待事件、学校におけるいじめに起因する児童生徒の自殺等憂慮すべき重大な事案が発生している現状を踏まえ、引き続き、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、個々の被害少年の状況に応じ、効果的な保護対策を一層推進する必要がある。

よって、各警察署においては、被害少年を巡る情勢を踏まえつつ、下記により積極的かつ効果的な被害少年の保護対策の推進に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 被害少年の早期発見及び保護

(1) 被害少年の発見及び保護の観点に立った各種取組の推進

福祉犯（規則第37条に規定する福祉犯をいう。以下同じ。）の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談、110番通報、匿名通報ダイヤル等を通じ、被害少年の早期発見及び保護に努めること。

(2) 少年相談の充実

ア 被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、被害少年に関する相談窓口について、県警察のホームページ、SNS等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うなど、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ること。

イ 夜間・休日における相談について、警察安全相談の利用、緊急性がある場合の110番通報、管轄警察署への連絡等を広報するなど、適切な相談対応に努めること。

ウ 児童相談所、教育委員会、少年補導センター等の相談窓口において受理した被害少年からの相談等に迅速かつ的確に対応するため、緊急時における連絡方法の確認等、

平素から各種相談窓口等との連携及び協力を配意すること。

2 被害少年保護活動の推進体制の整備

(1) 被害少年保護活動担当者等の配置

被害少年保護活動を適切かつ効果的に推進するため、生活安全部人身安全・少年課(以下「人身安全・少年課」という。)の大分っ子フレンドリーサポートセンター(以下「サポートセンター」という。)に主として被害少年保護活動に従事する職員を置くなど、組織的な推進体制を整備すること。

(2) 少年補導職員の効果的な運用

被害少年の継続的な支援は、組織的な管理の下で、対象となる被害少年の状況、性別等に応じ、ふさわしい担当者を選定して実施することが効果的であることから、少年補導職員等の中から適任者を選任すること。

3 被害少年の状況に応じた適切な支援の推進

(1) 被害少年に対する初期段階の必要な支援の推進

被害少年に対しては、現場における助言、関係機関の紹介及び再び被害に遭うことを防止するための適切な助言又は指導等必要な支援(規則第36条第1項に規定する支援をいう。)を行うこと。

(2) 被害少年に対する継続的支援の推進

ア 被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合は、保護者の同意(当該少年が特定少年(規則第2条第2号に規定する特定少年をいう。)である場合にあっては、本人の同意)を得た上で、少年補導職員等により、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援(規則第36条第2項に規定する支援をいう。以下「継続的支援」という。)を行うこと。

イ 継続的支援の必要な被害少年に関する情報が人身安全・少年課に集約されるよう、関係部門との連携を図ること。

(3) 部外専門家、関係機関、ボランティア等との緊密な連携

ア 継続的支援は、担当者のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、サポートセンターにおける組織的判断の下で行うとともに、犯罪被害者支援部門との連携に留意すること。

また、継続的支援に当たっては、必要に応じてサポートアドバイザー(サポートアドバイザー運用要綱(平成31年4月25日付け大通達甲(生)第8号別添)に定めるサポートアドバイザーをいう。)等の部外専門家の助言を受けること。

イ 継続的支援に当たっては、保護者、学校等の関係機関との連絡を密にするとともに、地域のボランティア等と連携するなどして、被害少年の生活状態、被害少年を取り巻く環境の変化等を可能な限り把握し、状況に応じたきめ細かな活動の実施に努めること。

4 被害少年に係る再被害等の防止

(1) 被害少年に係る再被害及び被害拡大の防止

被害少年が繰り返し児童虐待等の被害に遭うことがないように、児童相談所、学校等関係機関と緊密に連携して児童相談所への通告等を行うほか、福祉犯の被害少年については、保護者、学校関係者等に配慮を求めるとともに、関係機関への連絡その他の同種の犯罪を防止するための必要な措置を講ずること。

また、児童ポルノ事犯については、インターネット上の画像の流通及び閲覧により被害が拡大することのないよう、サイト管理者等に対する画像の削除依頼、関係事業者によるブロッキングの実施への協力等の措置を迅速に講ずること。

(2) 被害少年に関する情報の保護

被害少年に関して知り得た秘密の厳格な保持に配慮するとともに、少年が被害者である事件に係る新聞その他の報道機関等への発表において、被害少年のプライバシーに十分配慮すること。

(3) 事情聴取における被害少年への配慮

被害少年の事情聴取に当たっては、少年の特性や個々の事情に配慮し、特に性犯罪の被害少年については、少年の望む性別の警察職員によって事情聴取を行うなど、可能な限り被害少年の精神的負担を軽減するための措置を講ずること。

(人身安全・少年課サポートセンター係)